

桑名市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令
桑名市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（令和4年桑名市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桑名市住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム運用管理規程
目次中「本人確認情報」の次に「等」を加える。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「住民基本台帳ネットワークシステム」の次に「及び附票連携システム」を、「住基ネット」の次に「等」を加え、「運用管理に関し必要な事項を定めることにより、同システムの」を削り、「ことを目的」を「ため、運用管理に関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「それぞれ」を削り、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「住基ネット」の次に「等」を加え、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「住基ネット」を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号中「住基ネットへの」を「住基ネット等への」に、「住基ネット操作者」を「操作者」に、「住基ネットに」を「住基ネット等に」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「住基ネット」の次に「等」を加え、「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の6第1項の規定により」を削り、「本人確認情報」の次に「等」を加え、「（同項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 本人確認情報等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の6第1項に規定する本人確認情報及び同法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報をいう。

第3条第1項、第4条第1項、第5条、第6条の見出し並びに同条第1項から第4項まで及び第6項から第8項までの規定中「住基ネット」の次に「等」を加える。

第7条中「セキュリティ統括責任者は、」の次に「住基ネット等」を加える。

第9条第1項中「住基ネットを利用しようとする課の長」を「セキュリティ責任者」に改め、同条第6項中「住基ネット」の次に「等」を加える。

第10条、第11条、第12条の表、第13条第2項及び第17条第1項中「住基ネット」の次に「等」を加える。

第20条の見出し及び同条中「住基ネット」を削る。

第22条中「住基ネット」の次に「等」を加える。

「第5章 本人確認情報管理」を「第5章 本人確認情報等管理」に改める。

第23条の見出し及び同条中「本人確認情報」の次に「等」を加え、同条第4項中「住基ネット」の次に「等」を加える。

第24条第1項及び第2項中「本人確認情報」の次に「等」を加え、同条第3項中「本人確認情報」の次に「等の」を加える。

第25条の見出し及び同条並びに第26条中「本人確認情報」の次に「等」を加える。

第27条中「本人確認情報」の次に「等」を、「住基ネット」の次に「等」を加える。

第28条中「本人確認情報」の次に「等」を加える。

第29条中「住基ネット」の次に「等」を、「本人確認情報」の次に「等」を加える。

第30条第2項、第31条及び第32条中「住基ネット」の次に「等」を加える。

第34条中「本人確認情報」の次に「等」を加え、「住基ネット」を削る。

第35条第1項、第36条第1項及び第37条中「住基ネット」の次に「等」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。